

計画策定の趣旨

- 県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにし、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図ります。

計画の位置付け

- 高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定します。
- 県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、地域福祉支援計画や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図っています。



計画の期間

- 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで

基本的な考え方

計画の理念と目標

1 基本理念

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。

地域でネットワーク 自分らしさの保障
安心なシステムを

2 基本的目標

みんなで支え合う地域づくり

自分らしい生き方の実現

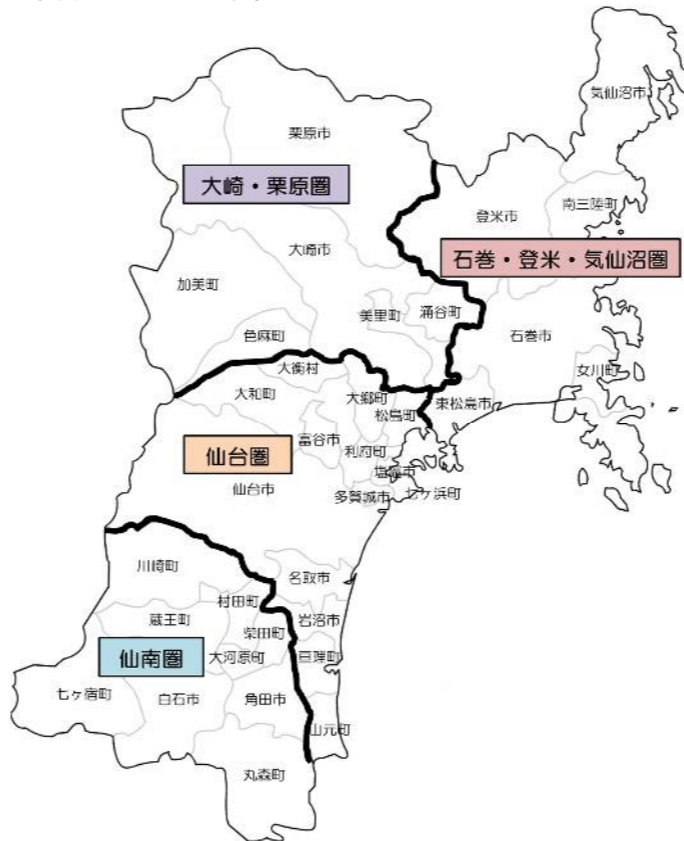
安心できるサービスの提供

目指すべき社会の姿

- 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて深化・推進し、高齢者を主体として障害のある人や子どもも視野に入れた地域共生社会の実現を目指します。
- 県、市町村、事業者、団体、住民が連携し一体となって、3つの基本的目標に基づく施策に積極的に取り組み、認知症施策や地域の支え合いを通じた介護予防・生活支援、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・養成・定着等の施策を推進するとともに、介護ニーズと高齢者人口の推計を見据えた適切な施設整備を図り、高齢者が充実した生き方ができる長寿社会の構築を目指します。
- 「地域福祉支援計画」等との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図りながら、みんなで支え合い、自分らしい生き方を実現し、必要なサービスの提供を受けることのできる社会の構築を目指します。

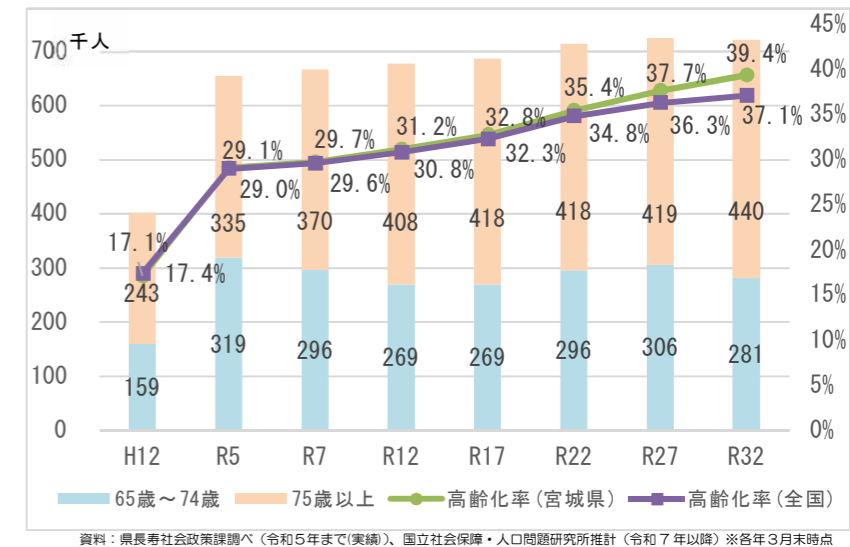
高齢者福祉圏域

- 第9期みやぎ高齢者元気プランでは、保健医療サービスと福祉サービスとの連携を確保する観点から、高齢者福祉圏域を宮城県地域医療計画で定める二次医療圏と同じ4圏域としています。

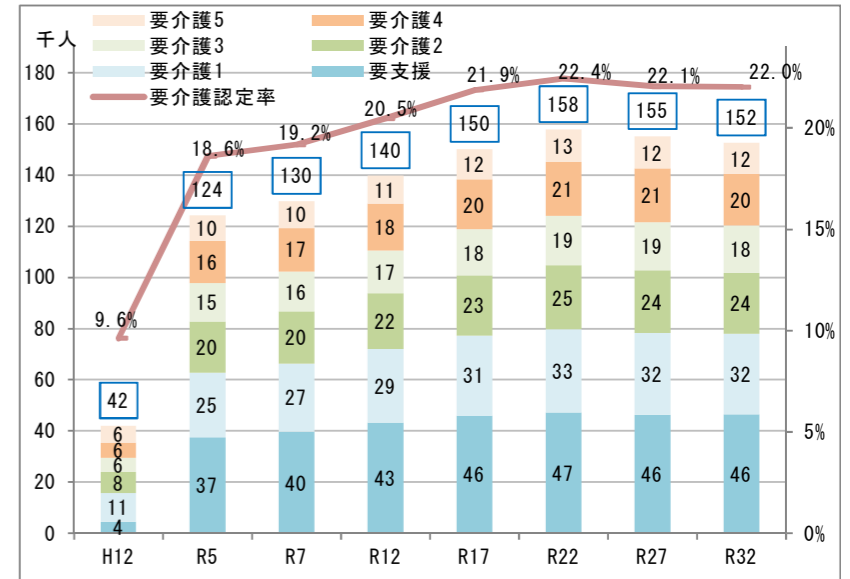


県内高齢者の現状等

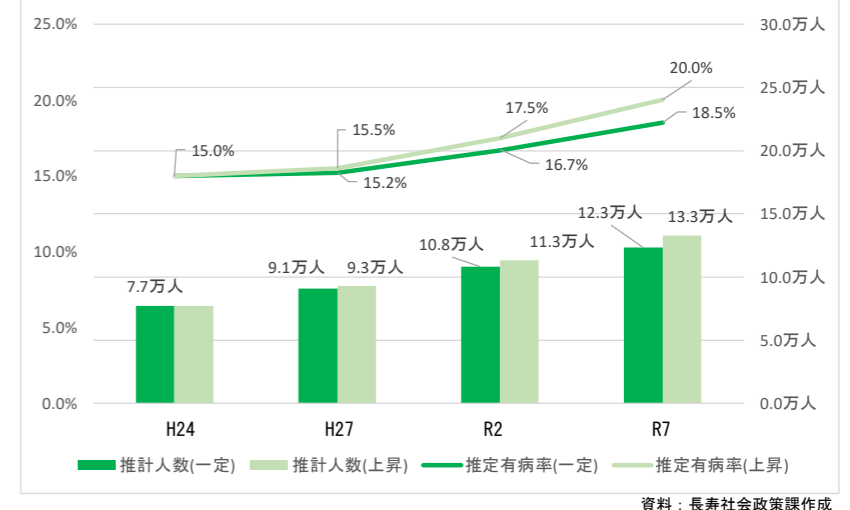
県内の高齢者人口と高齢化率の推移



要介護(要支援)認定者の推移



認知症高齢者人口の推計



施策体系 ~3つの目標と9つの施策の柱~

基本的目標 ① みんなで支え合う地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域包括ケアシステムの普及啓発と地域毎の課題解決支援
- ヤングケアラーや精神障害者の介護など複雑な課題を抱える家族の介護負担軽減の取組推進
- 地域包括支援センターの役割周知と運営状況の把握
- 効率的、効果的な地域包括支援センターの機能強化のための保険者支援
- 地域ケア会議などへの専門職派遣や研修会による地域包括支援センター職員の資質向上支援
- 地域包括ケアシステム関係機関同士の連携・協働の推進
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築支援
- 高齢者福祉圏域及び圏域をまたぐ広域連携が必要な事項の検討・支援

(2) 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

- 地域住民による支え合いと活動、地域コミュニティの構築の推進
- 地域全体への自立支援・介護予防・重度化防止に関する普及啓発
- 日常生活支援体制の基盤整備に向けた市町村への伴走型支援
- 総合事業と生活支援体制の整備
- 総合事業を基盤としたフレイル予防・介護予防事業の推進
- 多様なニーズに応じた通いの場の充実、就労的活動などの社会参加促進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村支援
- 地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的支援体制整備支援

(3) 安全な暮らしの確保

- 大規模化・多様化する災害への対策の強化
- 災害や感染症に対する平時からの関係機関等との連携
- 地域ぐるみの見守り体制の構築や高齢者を狙った消費者被害対策
- 地域社会全体における高齢歩行者の交通安全に配慮する意識の醸成

基本的目標 ② 自分らしい生き方の実現

(1) 認知症の人にやさしいまちづくり

- 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を發揮し互いに尊重しつつ支え合いながら共生する社会づくりの推進（認知症基本法）
- 社会全体での認知症への正しい理解の推進と本人発信の支援
- 認知症サポーターを中心としたチーム・オレンジの構築の推進
- 早期発見と早期対応の促進（「空白の期間」を埋める体制づくり）
- 認知症介護基礎研修などの研修受講体制の整備
- 本人と家族の一体的支援とピアサポートの充実

(2) 生きがいに満ちた生活の実現

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織への活動支援
- 高齢者の自己実現や社会参加の希望が叶う環境の確保
- スポーツや教育活動を通じた世代間交流の促進
- 介護ボランティアなど元気な高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入促進

(3) 自分らしく生きるための権利擁護

- 市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画策定支援
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備づくりを支援する協議会の設置
- 成年後見制度の利用促進に向けた市町村や専門職、介護サービス事業者との連携の強化促進
- 虐待事例の相談や通報に対する的確な対応
- 虐待防止対策の推進に向けた介護施設への運営指導や研修機会の確保

基本的目標 ③ 安心できるサービスの提供

(1) サービス提供基盤の整備

- 住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備支援
- 圏域ごとの介護ニーズと高齢化の進行を見据えたサービス量の適切な施設整備
- 大規模改修等による老朽化した施設の長寿命化等の支援
- 介護保険の居宅サービス提供体制の充実と質の向上
- 地域密着型サービスの提供体制の充実に係る市町村への支援
- 自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者への入所支援

(2) 介護を担う人材の確保・養成・定着

- 宮城県介護人材確保協議会における具体的な取組の検討及び実施
- 外国人介護人材の積極的な確保・養成・定着の支援
- 将来を担う若年層への体験授業等を通じた介護職に対する理解促進
- 未経験者や元気な高齢者等を対象とした介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進による人材の確保及び職員の業務負担軽減
- キャリアに合わせた研修実施による介護職員の資質向上と人材の定着
- 小規模事業所への出前研修や介護現場のリーダーの育成支援
- 介護ロボットやICT機器導入支援による職員の業務負担軽減支援
- 処遇改善加算取得促進に係るセミナー開催等による事業者支援
- 介護サービス事業所の環境改善に向けた相談センターの設置
- 体系的、継続的な研修実施による介護支援専門員の養成

(3) 介護サービスの質の確保・向上

- 第6期宮城県介護給付適正化取組方針に基づく支援
- PDCAサイクルの推進やハラスメント対策などを含めた介護サービス事業所への指導

施設・居住系サービス定員数見込み

(単位：人)

	R5年度	R8年度	増減 (R5→R8)		R5年度	R8年度	増減 (R5→R8)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	12,968	13,243	275	特定施設入居者生活介護	4,071	4,109	38
介護老人保健施設	9,097	9,117	20	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	4,944	5,244	300
介護医療院	241	301	60				

介護保険サービスの基盤整備

介護保険料の見込み

※月額

	第8期	第9期	増減 (8期→9期)
県内加重平均	5,939円	6,103円	164円

介護給付適正化の推進

- 市町村による介護認定審査会の運営を支援するための人材育成
- 市町村によるケアマネジメント適正化の取組を支援するための人材育成
- 県の事業者指導監督体制の充実にに向けた適正化事業との連携促進
- 市町村と国保連の効果的な連携に向けた支援
- 適正化事業の進行管理、現状分析及び対応策検討の支援

第9期計画期間中の目標

※目標値はいずれも令和8年度末

指標	現況値	目標値	No.	指標	現況値	目標値	No.	指標	現況値	目標値
1 生活支援コーディネーター養成研修修了者数	1,029人 (R4)	1,200人	6	チーム・オレンジ立ち上げ市町村数	4市町村 (R5.3)	全35市町村	11	介護職員の人数	34,027人 (R4.10)	35,686人
2 介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数	280回 (R4)	400回	7	認知症サポーターステップアップ講座を開催している市町村数	15市町村 (R5.3)	全35市町村	12	特別養護老人ホーム入所定員数	12,810人 (R5.10)	13,243人
3 介護予防に資する住民主体の通いの場参加率	8.2% (R3)	11.2%	8	人口の10%以上が認知症サポーター養成講座を受講している市町村数	19市町村 (R5.6)	全35市町村	13	認知症高齢者グループホーム入所定員数	4,889人 (R5.10)	5,244人
4 成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定	23市町村 (R5.10)	全35市町村	9	小規模多機能型居宅介護事業所数	79か所 (R5.10)	88か所	14	介護ロボット・ICT機器の導入事業所数	251事業所 (R4)	740事業所
5 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置	8市町村 (R5.10)	全35市町村	10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	20か所 (R5.10)	24か所	15	キャリアパス研修の受講者数	6,448人 (R4)	9,650人
							16	介護保険事業の指定事務に係る研修受講市町村数(指定都市は対象外)	23市町村 (R5)	34市町村